

岩見沢市北村トレーニングセンター条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げを行う。

第2 改正の内容

岩見沢市北村トレーニングセンターの使用料の引上げを行う。

第3 施行期日

- (1) 第1条 令和8年4月1日
- (2) 第2条 令和9年4月1日
- (3) 第3条 令和10年4月1日

岩見沢市条例第36号

岩見沢市北村トレーニングセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市北村トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

第1条 岩見沢市北村トレーニングセンター条例(平成17年条例第115号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条、第18条関係)

使用料

区分		5月1日～10月31日 (1時間当たり)		11月1日～4月30日 (1時間当たり)	
使用者		全面使用	半面使用	全面使用	半面使用
専用使用	一般	市民 1,240 円 市民以外 2,810 円	市民 620 円 市民以外 1,390 円	市民 1,660 円 市民以外 3,750 円	市民 820 円 市民以外 1,860 円
	児童生徒	市民 620 円 市民以外 1,390 円	市民 300 円 市民以外 690 円	市民 820 円 市民以外 1,860 円	市民 400 円 市民以外 920 円
個人使用	小学生・中学生	2時間当たり 市民 90 円 市民以外 110 円			
	高校生	2時間当たり 市民 180 円			

用 大學生・ 一般	市民以外 220 円		
	2 時間当たり 市民		270 円
			市民以外 330 円

備考

- 1 児童生徒とは、小学生、中学生及び高校生をいう。
- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 3 営利を目的として使用する場合の使用料は、上記使用料（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）に、入場料に類するものを徴収しない場合は 10 を乗じて得た額、入場料に類するものを徴収する場合は 20 を乗じて得た額とする。
- 4 1 時間未満の時間は、1 時間とする。

第2条 岩見沢市北村トレーニングセンター条例の一部を次のように改正する。

別表専用使用の部一般の項及び児童生徒の項を次のように改める。

専 用 使 用	一般	市民 1,860 円 市民以外 2,810 円	市民 930 円 市民以外 1,390 円	市民 2,490 円 市民以外 3,750 円	市民 1,230 円 市民以外 1,860 円
	児童生徒	市民 930 円 市民以外 1,390 円	市民 450 円 市民以外 690 円	市民 1,230 円 市民以外 1,860 円	市民 600 円 市民以外 920 円

第3条 岩見沢市北村トレーニングセンター条例の一部を次のように改正する。

別表専用使用の部一般の項及び児童生徒の項を次のように改める。

専 用 使 用	一般	市民 2,250 円 市民以外 2,810 円	市民 1,110 円 市民以外 1,390 円	市民 3,000 円 市民以外 3,750 円	市民 1,490 円 市民以外 1,860 円
	児童生徒	市民 1,110 円 市民以外 1,390 円	市民 550 円 市民以外 690 円	市民 1,490 円 市民以外 1,860 円	市民 730 円 市民以外 920 円

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は令和8年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は令和9年4月1日から、第3条及び附則第4項の規定は令和10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市北村トレーニングセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市北村トレーニングセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第3条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市北村トレーニングセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。